**○○○○ 職員倫理綱領**

**前　文**

　障害のある利用者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たち職員の責務です。そのため、私たち職員は支援者のひとりとして、確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに職員倫理綱領を定め、私たち職員の規範とします。

**１．生命の尊厳**

　私たち職員は、障害のある利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

**２．個人の尊厳**

　私たち職員は、障害のある利用者の、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

**３．人権の擁護**

　私たち職員は、障害のある利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

**４．社会への参加**

　私たち職員は、障害のある利用者が、年齢、障害の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

**５．専門的な支援**

　私たち職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑚を重ね、障害のある利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

附　則　　この倫理綱領は、令和　3年〇月〇日から施行する。

※日本知的障害者福祉協会倫理綱領をモデルとして「知的障害のある人」を「障

害のある利用者」に、「私たち」を「私たち職員」に変えて作成。